

# いじめ防止基本方針

吹田市立藤白台小学校

令和2年5月1日

## 第1項 (目的)

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」である。いじめとは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」で個々の行動がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行う必要がある。

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

以下に、「いじめを絶対に許さない」学校を作るため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

## 第2項 学校におけるいじめ防止に関する組織と措置（いじめの防止）

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
  - (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。  
（「子どもの発するサインに敏感になるために」別紙参照）による教職員の自己点検を毎月行い、人権委員会で情報を共有する。
  - (2) 欠席日数や遅刻の状況、健康観察・保健室での動向等を注視し、情報を共有する。
  - (3) いじめの防止等のための組織の機能性を高める。  
「コア会議」…週に1回、児童の情報交流・情報の共有・情報の振り分け  
（管理職・首席・生徒指導担当者・特別支援コーディネーター  
養護教諭・スクールソーシャルワーカー〔SSW〕）  
「児童支援委員会」…月に1回、児童の実態把握を深める。対応の検討。  
（首席・生徒指導担当者・特別支援コーディネーター・養護教諭・各学年から1名の担当者）  
「人権委員会」…月に1回、人権教育の視点で児童の課題・実態について情報を整理し、必要に応じて道徳指導、人権指導の指針を示す。  
（支援学級担任、生徒指導主担者、各学年から1名の担当者）  
「いじめ問題対策委員会」…必要な事案が生じた時に開催し、事態の究明に努め、対応策を立てる。  
（管理職・児童支援委員会・人権委員会・児童の関係教職員・SSW及び必要に応じて関連機関等が加わる。）  
「ケース会議」…随時 問題解決のために、必要なメンバーが対応を検討  
（管理職・首席・生徒指導担当者・特別支援コーディネーター  
関係教職員。必要に応じて、SSW・スクールカウンセラー・保護者等が加わる。）
  - (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。（別紙1）
  - (5) 計画的に校内研修を行う。
  - (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員等に意見を求める。
- 2 児童の自己有用感や自己肯定感を育み、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成する。児童がいじめについて学ぶ教育活動を増やし、共通理解を図る。
  - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。【人権委員会】
  - (2) 児童が自らを肯定し、その上で他者を認め理解する「心の教育」の充実を図る【人権委員会】
  - (3) とともに学び、ともに育つ学級集団づくり・教育環境づくりを進める。【各委員会】
  - (4) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。【授業研究部会】
  - (5) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

【授業研究部会】

(6) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

【校内活動部会】

(7) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

【教育課程委員会】

### 第3項 (いじめの早期発見)

いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で関わる。また、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
  - (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で情報を共有する。週1回の「コア会議」、月1回(必要時は随時)の「児童支援委員会」を中心に、児童の実態把握を継続的に行い、問題の早期発見・共有化を進める。
  - (2) 心と体のアンケートを学期に1回実施し、検証・問題対応に当たる。
  - (3) 教育相談日のうち、月初めの教育相談日を「いじめ相談日」とし、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

### 第4項 (いじめへの対処)

いじめを発見したり、通報があったりした場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、学年に関わりのある教職員・生徒指導担当者とともに対応し、いじめ防止等の対策組織に報告・相談する。またその際、被害児童を守ることに最大限の配慮を行った上で、加害児童への社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行い、早期解決に努める。
  - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。事態の把握の際は複数の教職員で行い、「コア会議」・「児童支援委員会」に報告・相談しながら進める。必要に応じて管理職が「いじめ問題対策委員会」の発足を指示し、組織的に対応する。
  - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
  - (3) 被害児童に寄り添い、安心・安全を配慮した上で、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
  - (5) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)
- 2 重大事態が発生した場合は、「いじめ問題対策委員会」(以後“いじめ対策担当”とする)が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、管理職より市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
  - (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ対策担当が調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
  - (2) いじめ対策担当は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
  - (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。
  - (4) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
  - (5) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
  - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委

員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 第5項 (その他)

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

#### 第6項 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。